

〈事業者のみなさまへ〉 従業員が新型コロナウイルス感染症にかかった場合の対応

- ① 医療機関・保健所に連絡し対応についての指示を仰ぐ
・健康情報の取扱、保健所との連携(疫学調査への協力)、
職場の消毒等

医療機関・保健所

(<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html>)

② ①以外の労務管理に関する対応を検討する

・休業による賃金補償等
会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、会社は、休業させた所定労働日について休業手当(平均賃金の6割以上)を支払う必要があります(労働基準法第26条)。なお、具体的な休業手当の支払いの有無については、個別事案ごとに判断されます。

・愛知県内の労働基準監督署の一覧(厚生労働省)
<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/kantoku/kantoku.html>

・労災補償
業務に起因して感染したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。

・経営に関する助成制度
主な助成制度:雇用調整助成金制度、持続化給付金制度、家賃支援給付金

・新型コロナウイルス感染症に関する助成金・給付金(愛知県)
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/rodofukushi/roudoufukushi-shingatakorona-kanren.html>

・柔軟な働き方
新しい生活様式の中で働き方の新しいスタイルとしてテレワーク導入などが示されています。

・テレワーク総合ポータルサイト(厚生労働省)
<https://telework.mhlw.go.jp/>

・その他労働に関する相談

・労働相談コーナー(愛知県)
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/rodofukushi/0000000053.html>

感染者等が発生した場合